

令和2年7月豪雨を受けた雇用調整助成 金の特例について

令和2年7月豪雨を受けた雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金による助成

景気の変動、産業構造の変化その他の「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。

災害に伴う「経済上の理由」

自然災害による生産・販売のための施設・設備等の損壊といった直接的被害は、「経済上の理由」に該当せず、それによる休業等は助成の対象とならない。

一方で、自然災害の発生に伴って生じた、

- ①需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- ②交通の途絶による製品や原材料等の運送、通勤困難等の生産及び販売環境の悪化
- ③電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- ④損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難

等の経済的な取引関係の悪化・困難等自体は「経済上の理由」に該当する。

今回の豪雨では、令和元年台風第19号等と同様、甚大かつ広域的な影響が生じているため同等の特例を措置

○ 職業安定局長通達の改正による対応

- ①遡及適用[令和2年7月4日から適用する]
- ②生産指標(対前年比10%以上減)の確認期間を直近3か月⇒直近1か月に短縮)
- ③雇用量要件の撤廃(直近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする)
- ④災害の発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

○ 雇用保険法施行規則の改正による対応

- ⑤雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ⑥クーリングの撤廃(以前の受給から1年未満でも受給可、過去の支給日数に関わらず新たに起算)
- ⑦助成率の引き上げ(大企業 1/2 ⇒ 2/3 中小企業 2/3 ⇒ 4/5)
- ⑧支給限度日数の延長(1年間で100日 ⇒ 1年間で300日)

○ 対象地域 ①～⑥: 全国

⑦～⑧: 山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び鹿児島県(災害救助法適用地域)